

岡山市における個別避難計画の作成について。

2023年3月時点

岡山市危機管理室



岡山市 避難行動要支援者

検索

岡山市危機管理室HPに
関連情報を掲載しております。



<自主防災組織とは>

自主防災組織とは、地域住民がともに協力して、自主的な防災活動を行う組織です。



平時には、避難のための地域の体制づくりに取り組みます。
防災知識の普及啓発、防災訓練、地域の防災安全点検の実施、防災資機材の整備・点検などを行います。
いざ災害が起こった時には、住民が力を合わせて避難誘導や避難の声かけ、初期消火、負傷者の救出・救護、さらには避難所の運営などを行います。

<なぜ自主防災組織が必要なのか？>

特に大規模災害が発生した時には、行政の支援には限界があり、個人の避難行動は自助・共助に頼ることとなります。

阪神・淡路大震災では、助かった方の約8割が近隣住民により助け出されたという報告があるほか、岡山市内で平成最悪の浸水被害が発生した平成30年7月豪雨災害では、住民同士の避難の声かけにより、市内で亡くなった方はいませんでした。

このように、いざという時に災害を乗り越えるためには、日ごろから、防災活動をはじめとしたコミュニティ活動をとってお互いに助け合う地域づくりを行っていただくことが重要であり、こうした共助の中心となるのが自主防災組織です。

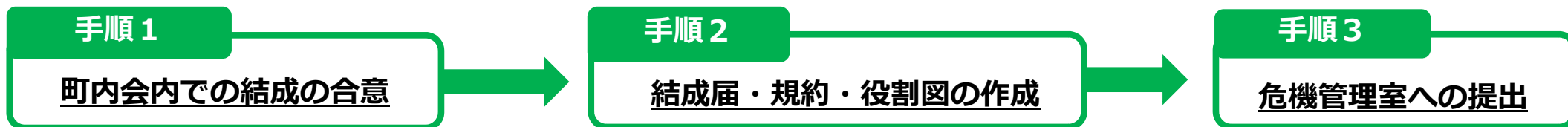
<自主防災組織を結成しよう！>

自主防災組織は地域の防災活動を効果的に行える規模が望ましいことから、**岡山市では町内会や連合町内会を単位として結成されています。**

結成にあたっては、地域住民が組織の結成に合意し、規約、役割図などを定め、岡山市に結成届を提出いただくことにより結成することができます。（※）

手続きの詳細については、岡山市危機管理室にご相談ください。

※結成届の様式は岡山市危機管理室のHPに掲載しております。





1 概要

- 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定3以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているもの。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、名簿作成が市町村の義務となった。

2 内容

■名簿の対象者（施設入所者は除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ ア～オ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

注：「カ」の要件に基づき名簿への掲載を希望する場合は、本人等から危機管理室へ名簿登録申請書（※）を提出。※危機管理室HPに掲載

■名簿に記載される事項

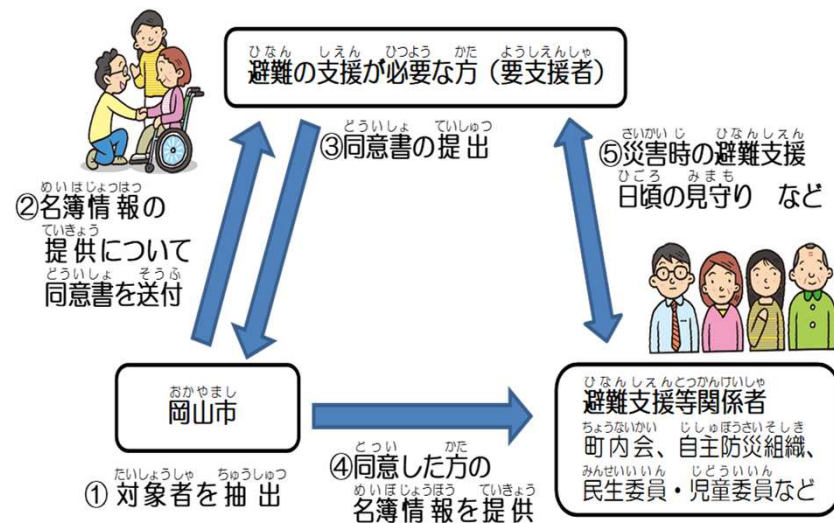
本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、町内会名、避難支援を必要とする理由など

■名簿の提供先（避難支援等関係者）

学区・地区安全・安心ネットワークや連合町内会、単位町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、岡山市消防局 など

3 名簿作成から活用までの流れ

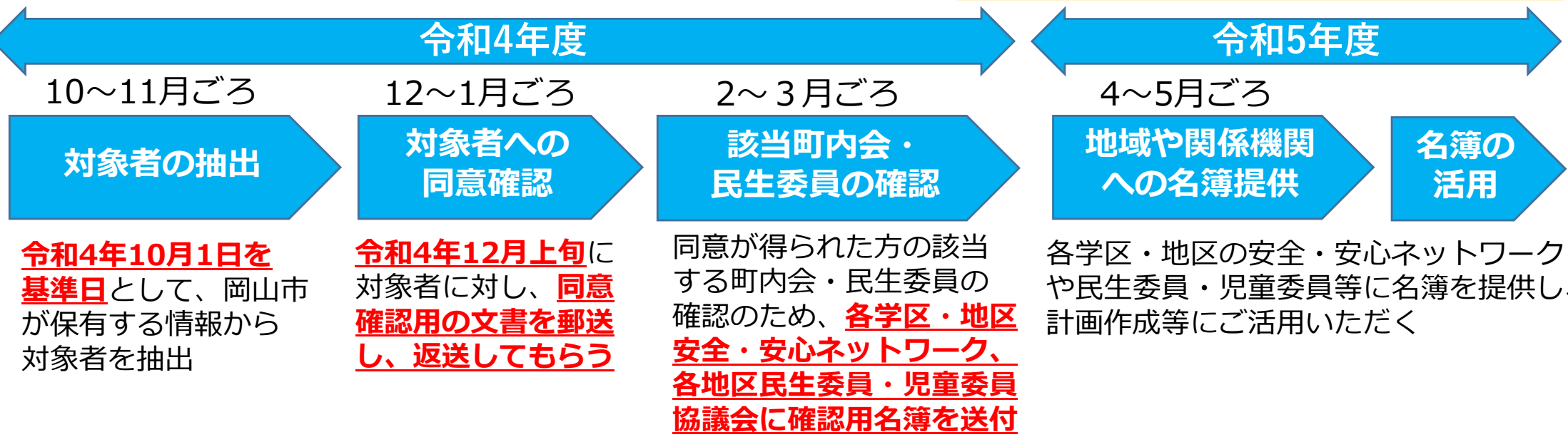
- ①市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
- ②市から対象者に対して、平常時から関係者へ名簿情報を提供することについての、同意書を送付。
- ③対象者から市へ同意書を提出。
- ④同意していただいた方のみを掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供。
- ⑤災害時の安否確認などの避難支援や、平常時にも、見守りや、個別避難計画の作成に活用。





1 名簿の作成から提供までの流れ

※すでに提供済の名簿は令和3年12月ごろに関係者に提供しているもの。



2 各地区の町内会、民生委員・児童委員への名簿提供方法

(1) 町内会への名簿提供方法 (①or②)

- ①各学区・地区の安全・安心ネットワークを通じた提供
- ②各学区・地区の連合町内会・単位町内会への直接の提供

(2) 民生委員・児童委員への名簿提供方法

各地区民生委員・児童委員協議会を通じた提供

※名簿の提供にあたっては、提供先の団体と岡山市とで個人情報の提供に関する覚書を交わします。

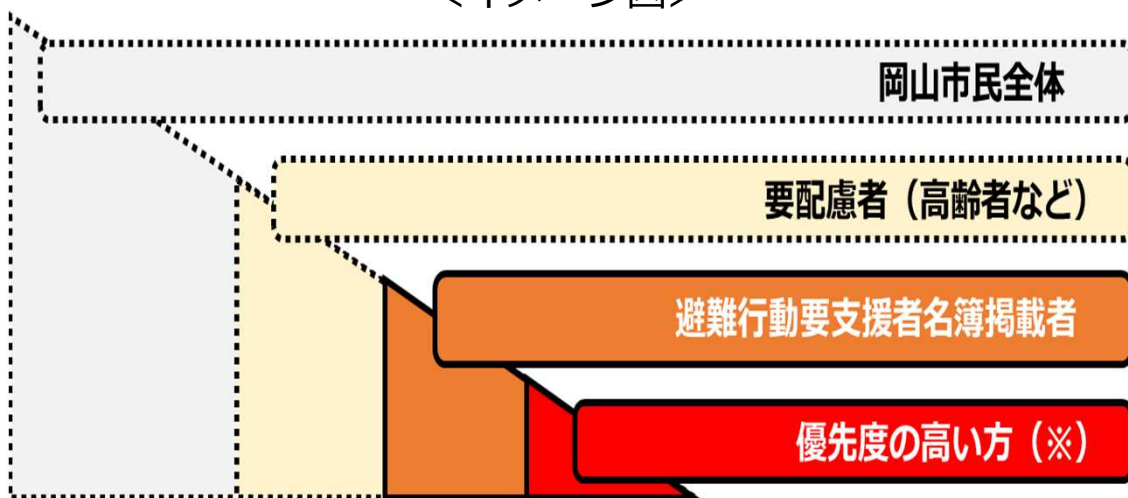


1 概要

- 個別避難計画は、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、計画作成が市町村の努力義務となった。

2 対象者

<イメージ図>



※優先度が高いとは？

- ・災害リスク(注)が高い地域にお住まいの方 など
- (注) 例：家の2階まで浸水する、土砂災害の危険性が高い

岡山市避難行動要支援者名簿の対象者（施設入所者を除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ 上記以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

ポイント①

避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象

ポイント②

まずは優先度が高い方から作成を進めていく

3 計画の作成

- 市町村が主体となり、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の専門職などの関係者と連携して作成。
- 現時点で優先度の高い避難行動要支援者について、概ね5年程度での作成完了を目指す。



概要

- 個別避難計画の効果的・効率的な作成手法等の確立のため、**内閣府において、全国の34市区町村が参加しモデル事業を実施。**
- **岡山市においては、災害リスク等の地域特性の異なる市内3地区をモデル地区とし、地域性に応じた取組手法を検討。**
- **はじめから完璧を求めず、「まずはやってみる」という実践を通じて計画作成プロセスの構築を進める。**

1 モデル地区

- 市内3か所のモデル地区は以下の通り。



操南学区 (中区)	洪水浸水想定：2～5m これから作成に取り組む地域
城東台学区 (東区)	高齢化が進む大規模開発団地 作成に着手し始めた地域
千種学区 (東区)	洪水浸水想定：2～5m、5m以上 土砂災害警戒区域：58か所 昨年度から、作成に着手している地域

2 令和3年度のスケジュール

- モデル事業のスケジュールは以下の通り。

時期	岡山市			
	全体	操南学区	城東台学区	千種学区
5月	モデル事業応募			
6月	モデル事業スタート			
7月		対象者訪問	対象者訪問	対象者訪問
8月	説明会①②	調整会議	↓	調整会議
9月	説明会③～⑦		地域向け説明会	
10月	説明会⑧～⑩	避難訓練	調整会議	
11月	今後に向けた検討		※今後、避難訓練を実施予定	避難訓練
～	↓			
3月	とりまとめ			

3 モデル地区の取組内容

- 各地区の**自主防災組織や民生委員等を中心**に取組を実施。
- 取組の基本的な流れは、
①訪問・聞き取り→②調整会議→③避難訓練
という3つのステップ。
- **ケアマネジャー等の専門職にも参画**してもらい、福祉サービスを活用した事前避難を検討するなど、**より実効性の高い避難方法や効果的・効率的な取組手法**の確立に向けて取り組んだ。

訪問・聞き取り

対象者宅を訪問し、取組内容について説明するとともに、本人の状況について聞き取り等を行う。（計画書の記入を依頼する場合もある）



- モデル事業により見えてきたこと
普段から本人の状況をよく知る民生委員と一緒に訪問
→本人にとっては、話しやすく、理解も得られやすいことが分かった。

調整会議

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。検討内容を踏まえ、様式に必要事項を記入し、計画書を作成。



- モデル事業により見えてきたこと
関係者が集まって話をする中で**具体的な支援内容等の認識が共有**でき、**顔の見える関係の構築につながる**ことが分かった。

避難訓練

作成した計画に基づいて避難訓練を行う。



- モデル事業により見えてきたこと
実際に避難を体験することにより、計画内容の検証ができ、より実効性の高めることができる。
訓練自体が地域住民と顔を合わせる機会となり、地域のつながりづくりの場となることが分かった。



対象者への訪問・聞き取りにおける福祉関係者の強みが活かした点

<当初の課題>

要支援者に対して訪問・聞き取りを行う際、自主防災組織のメンバーだけだと普段からなじみのないため、うまく話をしてくれない。

<モデル事業での工夫>

日頃から見守り活動をされている民生委員・児童委員などに訪問に同行してもらうことや事前に計画作成について説明していただくことで、本人にとっても話しやすく、理解を得られやすくなった。



自主防災組織と民生委員とが一緒に訪問している様子

調整会議における福祉関係者の強みが活かした点

<当初の課題>

個別避難計画の内容を検討するうえで、自主防災組織のメンバーだけだと本人の状況やどういった支援が必要なのかが分からない。

<モデル事業での工夫>

ケアマネジャーの方に調整会議に参加してもらうことで以下のような効果があった。

- ・本人・家族の代弁者として、本人の心身の状況や生活実態等についての的確な説明ができ、支援者側がより丁寧に理解できる。
- ・ショートステイ等の福祉サービスを利用した事前避難などを活用についても検討できる。
- ・ケアマネジャーにとっても、普段接点のない地域住民とのつながりを持つ機会となり、平時の支援にも活きる。



対象者の家族や近隣住民、自主防災会、民生委員、ケアマネジャー、行政機関の関係者が集まり、調整会議を行っている様子

会議の目的

- 本人・家族の状況の理解
- 参加者同士の顔の見える関係性づくり
- 計画内容の検討・共有
- 平時から災害への備えを行い、お互いに助け合う意識の共有

参加者の役割と想定される主体

○ 計画を立てる対象者

例) ・ 本人、家族

○ 避難に協力してくれる人

例) ・ 親族や友人、知人
・ 近隣住民
・ 自主防災組織や町内会（自治会）
・ NPOやボランティア など

○ 本人・家族の状況をよく理解している人

例) ・ 民生委員・児童委員
・ ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職 など

○ 防災的な観点で避難に関する助言ができる人

例) ・ 講習を受けた自主防災組織の関係者や福祉専門職
・ 市の職員
・ その他、関係機関 など

○ 会議の進行役

例) ・ 自主防災組織や町内会（自治会）
・ 民生委員・児童委員
・ ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職
・ 市の職員
・ その他、関係機関 など

注：あくまで例であり、必ずこれらの主体が全て出席するものではない。
実際の参加者は、必要に応じて個別に判断。



会議の流れ

<目安時間>
計画1件あたり20~40分程度

① 自己紹介

→各々の参加者からひと言ずつ自己紹介を行う。

② 会議の趣旨・目的の説明

→会議の目的を簡単に説明し、関係者間で共有する。

③ 本人・家族への心身や生活状況についての聞き取り

→本人・家族に心身や生活状況について聞き取りを行い、必要な支援の内容について現状を理解する。

④ 計画内容の検討・共有

→③の内容を踏まえて、いつ、どこに、誰と、どのように、何を持って避難するかを確認する。

⑤ まとめ

→会議全体を振り返りつつ、今後に向けて平時から災害への備えを行い、お互いに助け合うことを確認。全てを一度に決めきろうとしすぎず、課題が出た部分は引き続きの検討や訓練等の実践を通じて検証していくことを確認。



避難訓練の目的

- 計画内容の実践・検証
- 本人・家族や支援者、避難先などの関係者間での認識共有
- 参加者自身の災害への備えの意識の向上
- 参加者同士の顔の見える関係性づくり

1. 中学生ボランティアなどの多世代が参加したまち歩きやワークショップなどを組み合わせた訓練

- 計画を作成した要支援者本人も参加し、地域全体で避難訓練を実施。
- 中学生ボランティアや公民館職員などの多様な主体が参加し、多世代のまち歩きやワークショップなどを実施。

1) 安否確認用タスキ掲示訓練

→訓練当日朝に災害時の安否確認用に自主防災会で購入した共通のタスキを家の玄関先に掲げる。



2) 避難経路確認訓練

→班ごとに避難先までの経路を歩き、危険箇所や避難先の設備を確認。



3) 公民館職員による防災グッズ作成講座

→近隣の公民館の職員が身近なもので防災グッズを作成する講座を開催。



4) 振り返りワークショップ

→避難経路確認時に気づいたことや今後の課題などについて共有。



2. 公民館の要配慮者スペースや福祉避難所への直接の避難を想定した訓練

- 近隣の公民館に一般避難所を開設し、要配慮者用スペースへ避難を実施。
- 近隣の特養に福祉避難所を開設し、家族や地域住民の避難支援により、直接避難を想定した受入訓練を実施。

1) 避難誘導訓練

自主防災組織と消防団とが連携し、要支援者の自宅を回り、避難の呼びかけを実施。



2) 一般避難所での対応

公民館の和室に要配慮者用スペースを設置。受入完了後、避難生活の長期化を想定し、保健師による健康観察を実施。



3) 福祉避難所での対応

福祉避難所への直接避難を想定した受入を実施。災害時に使用する簡易ベッドや施設内の設備を体験。



4) 訓練の振り返り・課題検討会

避難訓練参加者で、訓練全体の振り返りを行い、今後の課題などについて共有。





概要

- 計画作成の促進に向けて、**全市の自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員の方々を対象**とし、計画の必要性や実際に計画作成を進めている地域の取組などをテーマに**説明会を開催**。
- 地域や関係機関に出向いて個別の出前講座を実施**するなど、**作成促進に向けた働きかけを実施**。

1. 全市を対象に個別避難計画作成についての説明会を開催

1 概要

- 開催時期
令和3年8月～10月ごろにかけて計10回開催
- 参加対象者
全市の自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員など
- 内容
 - ・市からの説明（個別避難計画関係）
 - ・有識者による基調講演
 - ・モデル地区での取組紹介
 - ・登壇者によるパネルディスカッション
 - ・市からの説明（避難所関係）

2 説明会の様子



2. 地域や関係機関に出向いて個別の出前講座の開催

1 概要

- 開催時期
自主防災組織や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関等からの個別の要望に応じて随時開催
- 参加対象者
各地区の自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターやケアマネジャー等の福祉関係者など
- 内容（要望に合わせて内容を調整）
 - ・市からの説明
 - ・動画の放映やワークショップ
 - ・質疑応答 など

2 出前講座の様子



- まずは個別避難計画のことを知ってもらうことを重視し、**説明会等を通じて行政からの積極的な発信を行う**。
- 各地区ごとの取組に対しては、出前講座の機会を活用し、個別事情に応じた助言を行う**などのフォローを実施。
- オンライン方式を取り入れるなど開催方式を工夫しつつ、コロナ禍であってもできる限り多くの機会を確保**。



目指すもの

- 自主防災組織を中心としつつ、医療・保健・福祉の専門職等とも連携し、実効性の高い避難支援体制の構築を目指す。

I 計画作成の「体制」に関する課題

- 自主防災組織が未結成の町内会に対する結成促進、計画作成の取組への支援
- 医療・介護依存度の高い方の計画作成には、ケアマネジャー等の医療・保健・福祉の専門職の参画がなければ、地域のみでは対応が困難

今年度の取組方針

- 避難支援体制の核となる自主防災組織の結成・活動の促進を図る。
→災害リスクの高い地域を中心に自主防災組織未結成の町内会に対し、個別の出前講座等による働きかけを実施。
→自主防災組織による計画作成を進めるため、作成件数に応じた助成金の上乗せを行い、更なる強化・活性化を図る。
- 医療・保健・福祉の専門職の参画を得るための仕組みの構築を図る。
→参画の仕組みとして福祉事業者への計画作成委託事業を実施。

II 計画作成の「方法」に関する課題

- 自主防災組織等に対する具体的な計画作成方法や個人情報の取扱い等への理解促進
- 医療・保健・福祉の専門職に対する計画作成方法や防災知識等への理解促進

今年度の取組方針

- 具体的な計画作成方法等に関する理解促進を図るための仕組みの構築を図る。
→自主防災組織や福祉事業者に対し、作成手順等をまとめた手引書の配布や説明会の開催等により、働きかけを行う。

III 計画内容の「実効性」に関する課題

- 関係機関同士の連携体制や情報共有の促進
- 課題解決のための継続的な検討

今年度の取組方針

- 関係機関の連携や情報共有、課題解決を図るための仕組みの構築を図る。
→庁内外の防災と医療・保健・福祉等の関係機関による課題解決や情報共有の場を設置する。



- まずは対象者の状況把握を中心に、可能な範囲で計画書の作成に取り組んでみましょう。
- さらなる取組が可能な場合には、関係者間での話し合い（調整会議）や避難訓練などを実施し、実効性の高い避難支援体制づくりを進めていきましょう。

基本となる取組

ステップ1

事前準備・対象者の確認

ステップ2

訪問・聞き取りの実施

ステップ3

計画書の作成・共有
岡山市への提出

さらなる取組が可能な場合

関係者間で話し合い（調整会議）や避難訓練の実施



地域関係者向け個別避難計画作成の手引き

1 概要

○岡山市危機管理室では、自主防災組織や民生委員・児童委員などの地域関係者の皆さま向けに、個別避難計画の作成の流れやポイントなどについてまとめた「地域関係者向け避難行動要支援者の個別避難計画作成の手引き」（第1版：令和4年3月）を作成しています。

2 内容

- 個別避難計画の制度紹介
- 計画作成の流れ
- 個人情報の取扱いのポイント など

3 入手方法

岡山市危機管理室（岡山市保健福祉会館8階）で配布しているほか、岡山市HPにてPDF版データを公開しております。



岡山市 避難行動要支援者 検索

<地域関係者向け（自主防災組織、民生委員・児童委員など）> 岡山市
避難行動要支援者の個別避難計画作成の手引き

※今後の取組の進捗に応じて内容の変更を行う場合があります。

【第1版】令和4年3月作成

■ 個別避難計画とは

- 個別避難計画とは、高齢者や障害のある方等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者として作成する避難支援のための計画です。
- 市町村が、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、消防、保健、福祉の専門員などの関係者と協力して作成することとしています。

Q 良好（個別避難計画）の取組を進める必要はあるの？

高齢者や障害のある方等において避難行動要支援者のみなさんの個別避難計画を作成し（避難計画を作成した）ことにより、災害発生時に適切な避難行動がとれるようになります。個別避難計画の作成が効果的であるとされています。

■ 計画作成の意義

- 個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象となります。
- 岡山市では、家屋の浸水や土砂災害等の災害リスクが高い地域に在住している方から優先的に計画作成を促すこととしています。

避難行動要支援者名簿とは、原則として3歳以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、一定の要件を満たす方、障害者の状態について調査をされた方の名簿を作成し、市町村の避難行動要支援者名簿に掲載しているものです。

■ 名簿掲載者の要件（追加入力は不要）

- 1 年齢要件 75歳以上
- 2 身体障害者手帳1・2級、消防団員、民生委員・児童委員を所持する身体障害者（ただし、身体障害者手帳を所持しない身体障害者も対象とする）
- 3 避難行動要支援者として登録されている方
- 4 災害発生時に適切な避難行動がとれると見込まれる方
- 5 アプローチが、避難行動要支援者として登録されている方

■ 各ステップの取組内容

ステップ1 事前準備・対象者の確認

- 計画作成の進め方や役割分担などについて話し合う。
- 市から提供される避難行動要支援者名簿をもとに、対象者を確認する。

ステップ2 訪問・聞き取りの実施

- 対象者を訪問し、計画を作成していただく。
- 対象者の状況を確認し、計画を作成していただく。

ステップ3 計画書の作成・提出

- スケジュールで聞き取った内容をもとに市の計画書を用いて計画書を作成する。
- 作成した計画書は、本人の同意を得、支援者等の関係者と共有することとし、計画書の写しを岡山市危機管理室へ提出する。

■ 個人情報の取扱いについて

- 市から提供した避難行動要支援者名簿や個別避難計画などは、非常に大切な個人情報です。支援に際しては適切な取扱いを行うこととし、管理には十分な注意を払います。

■ 個人情報の取扱いについて

- 市から提供した避難行動要支援者名簿や個別避難計画などは、非常に大切な個人情報です。支援に際しては適切な取扱いを行うこととし、管理には十分な注意を払います。

<手引きのイメージ画像>



- 岡山市では身近な地域での「共助」が災害時の避難活動につながるよう、自主防災組織の結成促進及び活動活性化のための助成制度を実施しております。
- 令和4年度より新たにこの助成制度のうち、活動運営費助成金において計画作成数に応じた上限額の加算を行っております。
- 単位町内会が結成した自主防災組織が個別避難計画を行った場合には、市へ提出された計画1件あたり3千円が加算されます。
※個別避難計画作成による加算は連合町内会が組織した自主防災組織は対象となりません。

(A) 通常枠2万円

助成条件：防災訓練、もしくは防災学習会を年1回以上開催

(B) 上乗せ部分3万円

助成条件：次のア・イのいずれかを実施すること

ア. 地域住民の共助による避難体制の構築に関する活動

イ. 避難所運営に関する活動

- 例) ・声かけ等による避難誘導・安否確認の訓練
 ・高齢者など災害時要配慮者などが参加する、避難訓練・避難所運営訓練
 ・「避難所利用者登録票」を使った避難所運営訓練

(C) 個別避難計画の作成に対して、 提出件数1件あたり3千円を上限額に加算

**助成条件：避難行動要支援者名簿に掲載された方について、
個別避難計画を作成すること。**

<加算の例>

【A + B の活動を実施】
 ⇒上限額：50,000
 【個別避難計画5件作成】
 ⇒加算額：15,000円
 【活動に要した経費】
 ⇒80,000円 の場合

加算による上限額=交付額
65,000円





地域における避難行動要支援者の個別避難計画の作成への取組を推進するため、地域の自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員の方々向けに、その必要性や作成方法、地域における取組事例などをテーマとした説明会を開催。

1 開催概要

■開催日程

- (1) 令和4年10月8日(土) 13時～15時
岡山ふれあいセンター大ホール
- (2) 令和4年10月9日(日) 13時～15時
岡山市勤労者福祉センター5階体育集会室
- (3) 令和4年10月15日(土) 13時～15時
岡山市南消防署3階研修室
- (4) 令和4年10月16日(日) 13時～15時
百花プラザ多目的ホール

■参加対象者

連合町内会、単位町内会、自主防災組織、
安全・安心ネットワーク、民生委員・児童委員
岡山市内関係機関 など

■内容

- (1) 個別避難計画の作成について(50分程度)
内容：個別避難計画作成の必要性、作成方法など
講師：危機管理室職員
- (2) 内閣府「個別避難計画作成モデル事業」
実施地域による事例発表
(各回2地区からの発表を実施：各25分程度)
内容：モデル事業での取組内容、取組による効果など
講師：モデル事業実施地域代表者

全体2時間

2 当日の様子と説明資料・録画映像の視聴等



説明会にご参加いただけなかった方にもご覧いただけるよう、当日の説明資料及び説明会の様子を撮影した動画を岡山市危機管理室HPに掲載いたします。(右記QRコードもしくははインターネットで下記のキーワードを検索してください。)

岡山市 個別避難計画作成についての説明会

検索





1 概要

ケアマネジャーや相談支援専門員等の専門職がかかわっている方については、本人との信頼関係や専門的知見の活用が期待できる専門職の協力を得て本人の心身の状況等を踏まえた計画を作成すべく、専門職が所属する福祉事業者に対し、計画作成を委託する。

○契約形態

専門職（※1）等が所属する福祉事業者（※2）との委託契約（単価方式）

- ※1）ケアマネジャー（介護）、相談支援専門員（障害）等を想定
- ※2）居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所（介護）、計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所（障害）等を想定

○業務内容 以下の「2 具体的な業務内容」にて詳述。

- 基本業務：対象者や家族へのアセスメント（訪問・聞き取り）、計画書の作成
- 加算業務：調整会議の開催

※業務内容ではないが、可能な範囲で作成した計画に基づく避難訓練の実施を推奨

報酬

○基本業務部分【3,500円／1件】

基本業務を完了した際に支払う金額

○加算業務部分【3,500円／1件】

基本業務に加え、加算業務を実施した際に加算する金額

○1件あたりの総額（基本+加算）【7,000円／1件】

※国が想定する計画作成経費（7,000円／1件）に合わせ、7,000円に設定

2 具体的な業務内容

事前準備

1. 本人への作成の同意確認

- 市が主催する個別避難計画作成研修を受講し、計画作成に必要な知識を身につける。（オンライン受講）
- 市から依頼のあった作成対象者について計画作成の有無を確認し、作成についての同意を得る。

アセスメント

2. 本人へのアセスメント（訪問・聞き取り）の実施

- 本人・家族に対しアセスメントを実施し、避難方法や支援が必要な内容などを整理する。
- 本人・家族へのアセスメントを通じて、当事者の防災意識の向上を図るとともに、備蓄や持ち出し品等の自助として必要な備えを整理する。

計画書の作成

3. 計画書の作成

- アセスメントの結果を踏まえて、具体的な避難方法等を整理し、岡山市指定の様式により個別避難計画を作成する。
- 本人・家族に対し、作成した計画書を渡し、写しを市に提出。内容については、必要に応じ平時のケアプラン等に追記しておく。

加算業務

支援者との調整

4. 調整会議の開催

- 本人・家族や避難支援者、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。
- 調整会議の結果を踏まえ、計画内容を追加・修正する。

推奨

実践・検証

5. 避難訓練の実施

- 業務内容ではないが、計画書に基づき、避難訓練を実施することを推奨する。
- 訓練の結果を踏まえ、必要に応じ、計画内容を追加・修正する。

基本業務